

**欧州特許情報**  
**欧州統一特許裁判所制度の発効前にしておくべき準備と**  
**"opt out"の請求方法およびその留意事項**

2017年06月19日

特許業務法人  
**HARAKENZO**  
WORLD PATENT & TRADEMARK

## 1. はじめに

2016年の国民投票により、英国はEU離脱を選択しました。英国政府は、2016年の年末にUPCA（Agreement on a Unified Patent Court：統一特許裁判所に関する協定）を批准することを公表しましたが、未だ批准には至っていません。一方、フランス政府はUPCAを既に批准済みですが、ドイツ政府は、批准の準備状態にあり、未だ、UPCAを批准していません。ドイツの連邦議会選挙や英国のEU離脱交渉の成り行き等によって、ドイツのUPCA批准日程が大きく影響されると言われています。

これまで、2017年12月には単一特許制度および統一特許裁判所制度のパッケージが発効すると言われていましたが、最新の情報によれば、2017年12月には発効されないことが確実になりました。

このような状況にはありますが、そう遠くない将来に、UPCAが批准され、単一特許制度および統一特許裁判所制度のパッケージが発効することは確実です。そこで、上記の状況を上手く利用し、今の段階から新制度において必要とされる諸準備をしておくことが賢明であると考えます。そこで、事前に準備すべき重要事項とその留意点等について、以下に説明します。

**【全5頁】**

本内容についてご不明点・ご質問等ございましたら、  
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

理 事 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)  
外国専門部長 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)  
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)  
E-Mail : [iplaw-osk@harakenzo.com](mailto:iplaw-osk@harakenzo.com)

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。  
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。  
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【ウェブサイト・facebook】

当事務所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時発信しております。  
是非ご参照下さい。

<総合ウェブサイト> : <http://www.harakenzo.com>  
<商標専門サイト> : <http://trademark.ip-kenzo.com>  
<意匠専門サイト> : <http://design.ip-kenzo.com>  
<法務部 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>  
<広島事務所 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>  
※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。